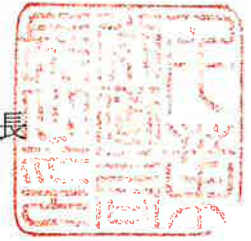


千労発雇均1117第7号
令和4年11月17日

各団体の長 殿

千葉労働局長



「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設及び職場のハラスメント防止措置の
周知について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行により、職場におけるパワーハラスメント防止措置が全企業で義務化され、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等（妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止対策とともに、より一層事業主にはハラスメントのない職場づくりが求められているところです。

千葉労働局では、厚生労働省が定める12月の職場のハラスメント撲滅月間について「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者や事業主等からの相談に対応するとともに、企業における雇用管理上の措置義務の履行確保及び望ましい取組についての促進に取り組んでおります。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、別添広報文例、リーフレット等を参考にして頂き、広報誌やホームページ掲載等により、周知広報に御協力のほどお願いいたします。

【同封資料】

別添1 広報文例1～3

別添2 リーフレット

千葉労働局では、ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

別添3 みんなでNOハラスメント

*ハラスメントに関する詳しい情報は、千葉労働局ホームページのほか、ポータルサイト「明るい職場応援団」に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室（担当：吉田）

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1

千葉第2地方合同庁舎 1階

TEL 043-221-2307